交通労働災害防止月間

交通事故を起こさないためのポイント」

- 1 全席シートベルト着用を徹底する!
 - ※道路交通法では全席シートベルトの着用が義務付けられています
 - ◆車に乗ったら、シートベルトを着用する。
- 2 前方を注視し、スマホや携帯電話の使用をしない!
 - ※脇見運転など前方を見ずに走行すると、追突事故や正面衝突事故、あるいは歩行者をはねるなど重大事故を起こすこととなり大変危険です。
 - ◆運転中は、進路前方を注視し、前後左右の安全を確認する。
 - ◆運転中の携帯電話の使用や、携帯・カーナビ等の画面を注視する行為、スマホを操作しな がらの運転はしない。
 - また、ハンズフリー通話装置を使用しての通話も会話に気を奪われ、注意力が低下するお それがあるので、運転中の使用は控える。
- 3 発進・後退の際は、周囲の安全を確認する!
 - ※ 車両には、範囲の差はあるものの、運転席から見えない死角の部分があります。
 - ◆乗車前に車両を一周し、人や物がないか、タイヤの状態(傷、亀裂、偏摩耗、残り溝等)、 オイル漏れ等が無いか確認して乗車する。
 - ◆発進時はミラーと目視で、後方からの車両や歩行者の有無を確認する。
 - ◆後退時は、後方の死角が多い為、必ず目視で安全を確認する、同乗者がいる場合は誘導を してもらう。また、車高の高い車は頭上の安全にも注意する。
 - 4 交差点では、安全な速度に減速し、<mark>安全確認</mark>を徹底する! ※交差点とその付近は、最も事故が多い場所です。
 - ◆ 交差点を通行するときは、信号無視や一時停止しない車両、対向の右折車、交差点 付近 の歩行者などに気を配り、交差点の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で進行し 安全確認を確実に行う。
 - 5 歩行者や自転車に注意する
 - ※歩行者の中には、子供や高齢者、身体の不自由な人もいます。特に子供は、急に道路に 飛び出したり、無理に横断することがあるので、十分注意する必要があります。
 - ◆横断歩道に接近する時は、横断歩行者の有無を確認し、<mark>横断しようとする歩行者がいる</mark> 時は横断歩道の手前で一時停止し、進路を譲る。
 - 6 原則、上向きライト走行と早めのライト点灯
 - ※前照灯の照射範囲
 - **◇ハイビーム(上向き)**~100m ロービーム(下向き)~40m
 - ◆夜間走行時、対向車や直前を走行する車がない場合、原則ハイビーム(上向き)で走行 し、進路前方の安全を確認する。
 - ◆日没30分前には、ライトを点灯し夕暮れ時の交通事故を防止する。
 - 7 十分な車間距離を確保して走行する

- ※車間距離を長く取ることによって、危険回避が容易になるほか、前方の死角が減り、他 車からも自車の存在を発見されやすくなる為、交通事故防止に効果的です。
- ◆走行中は、前車の動向に注意し、前車が急停止しても対応できるよう十分な車間距離を 保って走行する。
- ◆特に大型車の後ろを走行するときは、前方の信号機や交通状況を把握できるよう、より 長めの車間距離をとる。
- 8 飲酒運転や体調不良時等の運転はしない
 - ※ 飲酒すると、アルコールの影響で安全運転に必要な注意力や判断力などが低下し、車を 運転した場合は、交通事故に繋がります。 酒酔い運転の死亡事故率は、飲酒なしに比べ て 17 倍も高くなり、大変危険です。また、<mark>飲酒運転は犯罪</mark>です。
 - ◆身体にアルコールが残っているときは、絶対に運転しない
 - ◆運転前に病気、服薬、疲労等の心身の状態を確認し、体調不良時には運転はしない。同 乗者も顔色等を確認する。
 - 9 常に**心と時間に余裕**を持って、安全運転を意識して運転する ※ 交通事故は、ちょっとした心の隙や油断、さらには、錯覚や思い込みなどのヒューマ ンエラーなどが原因で起こるものです。
 - ◆運転技術や車両性能を過信せず、常に危険を予測し、かもしれない運転を励行する
- ◆心と体に余裕を持って、「事故を起こさない」という意識で緊張感を持って運転する ☆ここに掲げた項目だけでなく、9月は秋の全国交通安全運動(21日~30日)が実施されま すので、より危険の少ない運転を心掛け、交通事故防止に努めましょう。

株式会社雄交としての取り組みのお願い(事務局)

現場の安全運転管理体制の確立現場の安全運転管理体制の確立として

(1) 運行開始前に、一日一回の日常点検をしましょう。

(道路運送車両法第47条の2)

- 車の周囲を回ってタイヤ、ホイール・ナット、ランプ等の異状の有無を 点検する。
- ○エンジンルームを見てウォッシャ液量、ブレーキオイル液量、冷却水量 エンジンオイル量等を点検する。
- 運転席に座ってブレーキ、ワイパーやエンジン等の作動を確認する。
- (2) 定期点検をしましょう。
- 一定期間ごとに定期点検を行い点検整備結果を記録した「点検整備記録簿」を保存することになっています。(道路運送車両法第48・49)





皆さんよろしくお願い致します。 ご安全に!